

男女平等推進センター(エポック 10)について

1. 役割

男女共同参画社会の実現のために、区民が集い、出会い学び、新しい生き方を創造していく拠点として、多角的機能を持った施設。情報収集・発信、調査・研究、地域団体の支援を通して男女共同参画を推進する役割を担う。

エポック10(豊島区男女平等推進センター)の由来とは

エポック10とは英数字で「Epoch 10」と表記し、「Epoch」は Equal Participation of Community Habitants の略で「地域住民の平等参加」を意味します。

男女共同参画推進の拠点としての精神を表現する「Epoch」という英単語の持つ意味から、新しい時代を創り出す拠点という願いが込められています。「10」は、十人十色の 10 として、一人ひとりがその人らしく暮らせる社会づくりを目指す男女共同参画の理念にふさわしいため使用しています。



2. 施設

豊島区立男女平等推進センター 愛称:エポック 10

【住所】豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ(IKE・Biz)3階

【電話番号】03-5952-9501

【設置年月日】1992年6月10日

【休館日】日曜日(最終月曜日の前日は開館)、祝日、年末年始、毎月最終月曜日(祝日と重なる場合は前週月曜日)

【開館時間】月~土曜日 9:00~21:00、日曜日(月1回) 9:00~17:00

【広報媒体】区ホームページ、エポック 10 Twitter、エポック 10 メールマガジン

【運営形態】公設公営

*公設公営 16 区/23 区、公設民営 7 区/23 区



研修室



ワーク室



情報・交流コーナー

3. 組織

総務部 男女平等推進センター

(1) 庶務・計画調整グループ

【分掌事務】

- ① 男女共同参画推進行動計画等の推進に関すること
 - 男女共同参画推進行動計画及び配偶者等暴力防止基本計画、女性活躍推進計画の策定に関すること
 - 男女共同参画推進行動計画及び配偶者等による暴力防止基本計画、女性活躍推進計画の実施状況等の年次報告に関すること
- ② 男女共同参画推進条例(平成 15 年豊島区条例第 2 号)第 21 条に規定する苦情の申出及び救済の申出に係る処理に関すること
 - 苦情処理機関の運営に関すること

苦情処理制度

性別による差別等人権侵害に係る相談や苦情・救済の申出に対応するための制度で、「豊島区男女共同参画推進条例」に基づいて、区長が委嘱した専門家による苦情処理委員を設置している。

- ③ 男女共同参画推進に係る総合的な調整に関すること
 - 男女共同参画推進会議の運営に関すること
 - 女性活躍推進協議会の運営に関すること
 - 庁内推進委員会の運営に関すること
 - 区民、事業者、国及び他の地方公共団体との調整に関すること
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること
 - ワーク・ライフ・バランス推進企業認定に関すること
 - ワーク・ライフ・バランス推進に係る啓発事業に関すること
- ⑤ 図書及び資料の収集、検索並びに提供に関すること
 - 男女共同参画の推進に係わる調査、研究、情報の収集分析、情報の提供に関すること
- ⑥ センターの施設の利用に関すること
 - 男女平等推進センターの維持管理に関すること
 - 施設の利用受付に関すること
 - 使用料の徴収に関すること
 - 運営委員会の運営に関すること
- ⑦ パートナーシップ制度に関すること
 - 制度の運用に関すること
 - 制度の周知に関すること

豊島区パートナーシップ制度

一方又は双方が多様な性自認・性的指向の 2 人が、互いを人生の伴侶とする関係にあることを区長が確認した場合、パートナーシップ届受理証明書を発行する制度。

(制度開始)平成 31 年 4 月



⑧ センターの庶務に関すること

- 文書の受発、審査及び保管に関すること
- 公印の管守に関すること
- 予算、決算及び経理に関すること
- 物品の調達に関すること
- 広報に関すること

(2)事業企画グループ

【分掌事務】

- ① 男女共同参画の推進に関わる啓発事業に関すること
 - 講演、講座、シンポジウム、展示及び研修に関すること
 - 啓発誌の発行に関すること
- ② 団体及び個人の交流、諸活動の促進並びに援助に関すること
 - 登録団体等に関すること
 - エポック 10 フェスタに関すること

(3)相談グループ

【分掌事務】

- ① 男女共同参画推進に係る相談に関すること
 - 一般相談、専門相談に関すること
- ② 配偶者等暴力(DV)防止に係る啓発に関すること
 - DV及びデートDVの予防啓発に関すること
 - DV相談に関すること

4. 機関

(1)庁内推進機関

豊島区男女共同参画推進委員会

【設置根拠】要綱

【設置年月日】2001年10月1日

【構成員】副区長、総務部長、所管課長

(2)諮問機関

豊島区男女共同参画推進会議

【設置根拠】条例

【設置年月日】2003年4月1日

【構成員】議員、学識経験者、関連団体、公募区民

5. 男女平等参画に関する行動計画

第5次としま男女共同参画推進プラン—第5次豊島区男女共同参画推進行動計画及び第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画—

【策定年月日】令和4年3月

【計画期間】令和4年度～令和8年度

6. 男女平等参画に関する条例・宣言

①豊島区男女共同参画推進条例

【施行日】2003年4月1日

②豊島区男女共同参画都市宣言

【宣言年月日】2002年2月15日

